

地方自治特論 B

(市民自治論)

2017 年度秋学期

第 2 回 (資料 2-1)

2017. 10. 5 (木)

第 3 時限 (13 : 00~14 : 30)

於 3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに、(討論資料)
アリストテレス『アテナイ人の国制』第 43 章
(最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

1 町村総会

1.1 町村総会をめぐる経緯

1888年（明治21年）4月25日 市制・町村制公布

町村制第31条

「小町村ニ於テ郡参事會の議決ヲ經町村條例ノ規定ニ依リ町村會ヲ設ケス選舉權ヲ有スル町村公民ノ總會ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得」

1889年（明治22年）4月1日 市制・町村制施行

神奈川県芦之湯村、公民總会設置（公民6人）。～1947年（昭和22年）まで

1911年（明治44年）4月6日 町村制全部改正

同法第38条

「特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ町村ヲシテ町村會ヲ設ケス選舉權ヲ有スル町村公民ノ總會ヲ以テ之ニ充テシムルコトヲ得

町村總會ニ關シテハ町村會に關スル規定ヲ準用スル」

1947年（昭和22年）5月3日 地方自治法施行（94条、町村總会）

1951年（昭和26年）4月 東京都の宇津木村、村總会設置（有権者数38人）。

1955年（昭和30年）4月 宇津木村、八丈町に編入され、村總会なくなる。

2005年（平成17年） 長野県王滝村で、村總会設置を求める条例案が議員提案されたが、

否決

2017年（平成29年）6月12日 高知県大川村の和田村長が村總会の検討を表明。朝倉議長も、村總会設置条例の必要性、村民の理解を得る手段などについて議会運営委員長に諮詢し、本年12月20日までの回答を求めた。

同年7月27日 総務省「町村議会のあり方に関する研究会」（座長：小田切徳美・明治大学農学部教授）発足

同年8月18日 同委員会、「議会存続は可能」とする答申。村民總会については総務省の研究会の結論を待つとして、本格的な検討を保留

同年9月11日 和田村長、9月定例会で「調査・研究をいったん中断」し、議会維持の方策を優先させる姿勢を明確にした。

1.2 高知県土佐郡大川村の概要

○ 概要

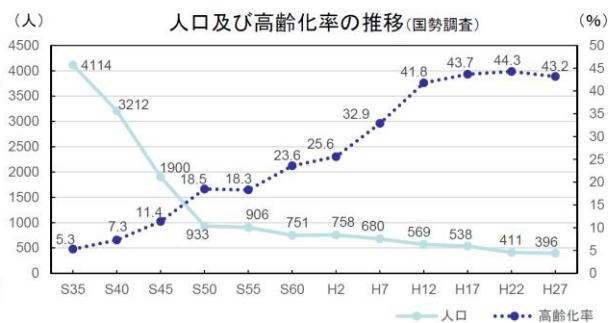
・ 所在



人口等の状況(平成27年10月1日現在(国勢調査))
・ 人口 396人
・ 世帯数 210世帯
・ 高齢者人口(65歳以上) 171人(高齢化率43.2%)
・ 面積 95.27km²

○ 村議会議員定数の推移

- 平成15年5月～ 10人→8人
- 平成19年5月～ 8人→6人
(現在に至る)



○ 主な経緯等

- 平成15年に合併特例法に基づく周辺2町(土佐町・本山村)との合併を模索したが、土佐町の反対により、合併構想は頓挫。
- 平成25年、平成26年にも、大川村議会において町村総会の設置の検討をした経緯があるが、具体的な進展はなかった。
- 平成31年4月(次の村議選)を見据えて、町村総会について調査・研究を進めている。

※ 国勢調査、新聞報道、大川村への聞き取り等をもとに作成

【出典：総務省 HP「組織案内 > 研究会等 > 町村議会のあり方に関する研究会」「第 1 回（平成 29 年 7 月 27 日開催）」「資料 2 町村議会のあり方に関する課題等について】

1.3 町村総会と過去の例

○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)

〔議会の設置〕

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

〔町村総会〕

第94条 町村は、条例で、第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。

〔町村総会に対する準用〕

第95条 前条の規定による町村総会に関しては、町村の議会に関する規定を準用する。

〔設置例〕

- わが国においては町村制が施行されていた当時、神奈川県足柄下郡芦之湯村(現同郡箱根町の一部)に町村総会の例があったが、同村は昭和22年4月以降議会を設けた。

- 地方自治法施行後においては、東京都八丈支庁管内宇津木村にその例があったが、町村合併により八丈町の一部となり、現在は町村総会の例は存しない。

	人口	有権者数	備考
芦之湯村 (大正14年4月時点)	36人	6人(公民数)	昭和22年4月より議会制採用
宇津木村 (昭和26年1月時点)	65人	38人	昭和30年4月八丈町に編入

(出所) 芦之湯村：佐藤英善「逐条研究 地方自治Ⅱ」P.169
宇津木村：地方自治府「地方自治月報 第9号(昭和26年10月)」P.128

【出典：総務省 HP「組織案内 > 研究会等 > 町村議会のあり方に関する研究会」「第 1 回（平成 29 年 7 月 27 日開催）」「資料 2 町村議会のあり方に関する課題等について】

1.4 米国(ニューイングランド地方)におけるタウンミーティングの概要

1 タウンミーティングとは

[※ タウンごとに運用は異なり、下記はマサチューセッツ州のタウンにおける運用を中心とした一般的概要である。]

(1)タウンミーティングとは

- ほとんどのタウンがタウンミーティングを置いている(一部はタウン議会を置いている。)。
- 大きく3つの権限:①公選職の選出・給与の決定、②予算の議決、③条例(by-law)の議決

(2)タウンミーティングの種類

①オープンタウンミーティング	全ての有権者が全ての案件の議決権を持つ。
②代表制タウンミーティング	全ての有権者がタウンミーティングに参加・発言できるものの議決権ではなく、各地区を代表する公選されたタウンミーティングメンバー(數十名から数百名に及ぶ場合もある)のみに議決権が与えられている。
③予算タウンミーティング	原則として「理事会」(下記参照)から提出される予算に限り総会で審議・議決することが認められており、その他の案件は理事会が執行する。議会と併設されることもある。

(3)タウンミーティングに関わる主な役職

○議長(moderator)

- ・議長はタウンミーティングを司り、表決の結果を決定・宣言する。
- ・議長はタウン選挙により選出される(任期は1年又は3年)。

○理事(selectman or selectwoman)

- ・理事はタウンの執行役員であり、有権者は通常3人から5人の理事を理事会メンバーとして選出する。理事には、公告によるタウンミーティングの招集権限が与えられている。
- ・理事会は、タウンミーティングで決定された内容を実行するための各機関との管理・調整、タウンミーティングの議題や予算案の調整を担う。

○書記(town clerk)

- ・タウンミーティングにおいて、書記は全ての投票を記録し、議事録を作成する。書記は公選又は任命により選出される。
- ・全ての理事が辞任した場合は、書記はタウンミーティングを召集する権限を有する。

(4)会議の種類など

年次タウンミーティング	原則、2~5月に開催される。
スペシャルタウンミーティング	理事の招集又は有権者の要求(一定数の署名提出)により、年次タウンミーティングに追加して開催される。

※委員会:タウンミーティングには、常任委員会(公共事業、都市計画などを所管)や特別委員会が設けられる。

出典(p17まで) : 自治体国際化協会「タウンミーティングー住民自治の原型」(クレアレポートNo.174)(1998)
マサチューセッツ州「Citizen's Guide to town Meetings(市民のためのタウンミーティングガイド)」(2008)などをもとに作成

15

【出典 : 総務省 HP 「組織案内 > 研究会等 > 町村議会のあり方に関する研究会」「第 2 回 (平成 29 年 9 月 12 日開催)」「資料 2 参考資料】

1.5 スイスの住民総会 (Landsgemeinde)

○スイスでは約8割の自治体(ゲマインデ)で住民総会が実施されている。

【スイスの自治体の状況】 ※「Regional portraits 2017 : key data of all communes」(Federal Statistical Office) から作成
自治体数 : 2,289、平均人口 : 3,638人(※中央値:1,425人)、平均面積 : 17.47km²

(※ 以下、細部は自治体によって異なる)

- ・議案:条例、予算決算、公債発行、税の決定、会計監査、役職者の人事など
(議案などが書かれ、写真や地図が記載された「住民総会案内」が有権者に配布される)

- ・手続:少なくとも30日前に公告し、議案を明示

- ・種類:定例会と臨時会
(1/10以上の有権者によって開催を求めるこどもできる。)

- ・表決:挙手、起立、秘密投票

- ・参加資格:3箇月以上自治体内に居住したすべての選挙権を有する者
(少額の罰金を伴う参加義務を課す州もある。)

- ・議事進行:自治体の首長
(すべての参加者を平等に扱うこととされ、発言時間や回数などに取り決めがある。)

- ・会場:体育館、教会、公民館、役所の大会議室

- ・開始時間:住民が参加しやすいよう、平日夜や土曜午後が多い。

- ・異議申し立て:法律に従って異議申し立て手続きが可能

- ・参加率等:住民集会の参加率は、10%に届かない場合もあり、住民総会も形式的な色彩が濃い。
低参加率対策として、住民投票が活用されることもある。

- (総会では審議だけを行い別途住民投票を行う、一定の事柄については総会に代えて投票のみで決する、あるいは出席率が半数以下であったときなどに、出席者の要求によって後日投票を行うなど)

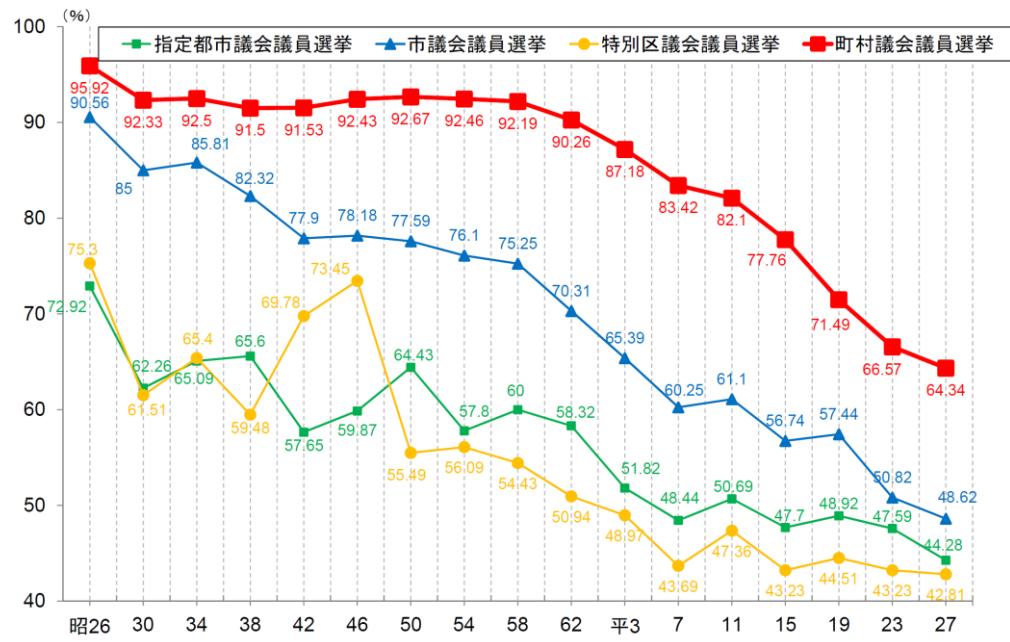
出典:地方行政検討会議第一分科会第3回(H22.6.18)資料、「スイス史研究の新地平 都市・農村・国家」(諸共二・岩井隆夫 編、2011)
「スイスにおける新連邦憲法の制定と地方自治の概要」(沼田良、2003)
「GUIDE POUR LA PRÉPARATION ET LA TENUE D'ASSEMBLÉES COMMUNALES」(ベルン州住民総会ガイド)などをもとに作成

18

【出典 : 総務省 HP 「組織案内 > 研究会等 > 町村議会のあり方に関する研究会」「第 2 回 (平成 29 年 9 月 12 日開催)」「資料 2 参考資料】

2 地方議員のなり手不足問題

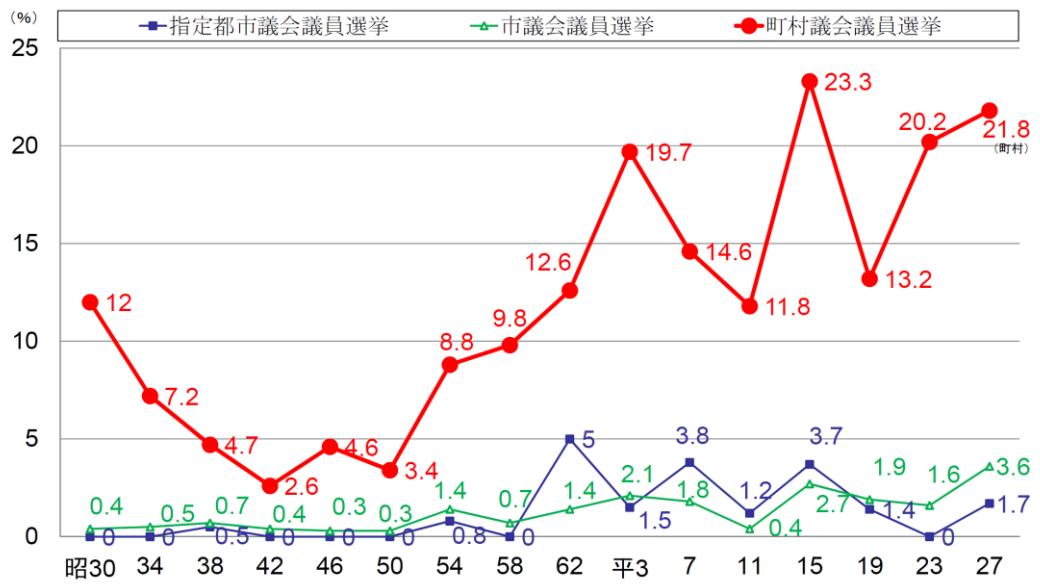
2.1 統一地方選挙における投票率の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」をもとに作成(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)。

【出典：総務省 HP 「組織案内 > 研究会等 > 町村議会のあり方に関する研究会」「第 1 回（平成 29 年 7 月 27 日開催）」「資料 2 町村議会のあり方に関する課題等について】

2.2 統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移

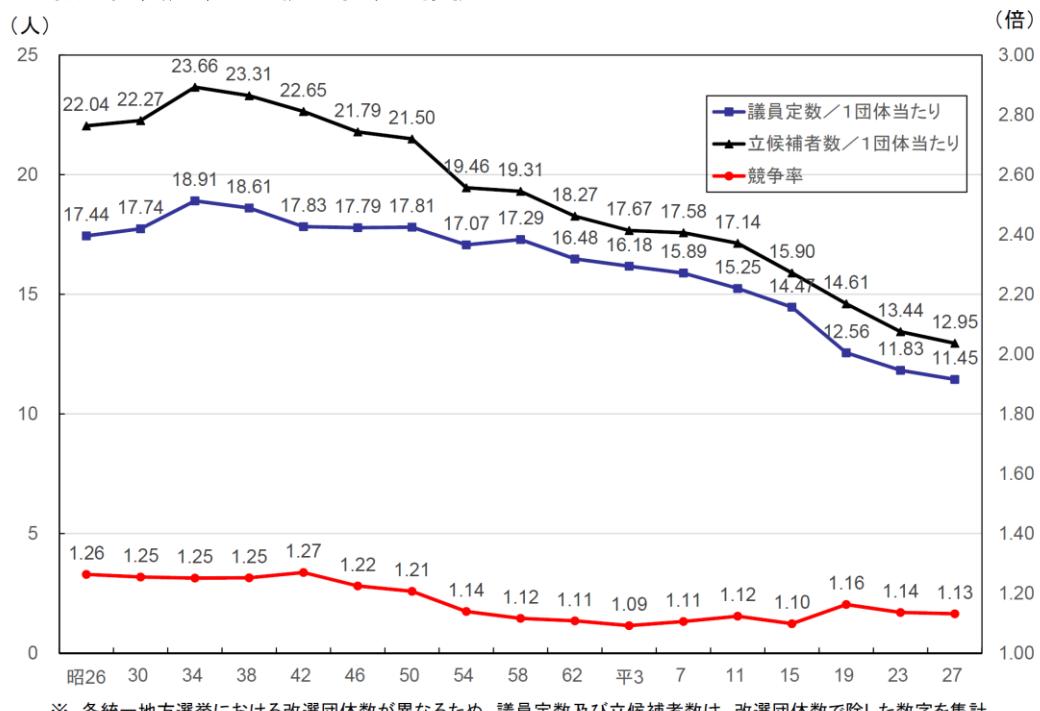


出所：総務省「地方選挙結果調」をもとに作成(本調査は、統一地方選挙の際に調査したもの)。
注：第1回、第2回統一地方選挙の際は調査を実施せず。

10

【出典：同上】

2.3 町村議会議員定数・立候補者数の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」をもとに作成（本調査は、統一地方選挙の際に調査したもの）。

【出典：同上】

2.4 総務省「地方議会に関する研究会」最終報告書（平成27年3月）

なり手確保問題等に関しては、以下のような課題を指摘。

- ① 議員の構成について、女性の議員の割合が男性の議員に比べて著しく少なく、また、60歳以上の議員の割合が特に町村議会において高いなど、住民の構成と比較した場合に、偏りが見られる。
- ② 都道府県議会や町村議会において、無投票当選の割合が増加傾向にあることなどに表れているように、議員のなり手の不足が深刻な問題となっている。
- ③ 地方選挙の投票率が低下するとともに、都市部においては議員と住民との関係が希薄であるなど、地方議会に対する住民の関心が大きく低下している。

そして、「地方議会議員のあり方」について想定される検討課題として次を掲げた。

- ① 大規模な地方公共団体における選挙区の設定や政策競争のある政党本位の選挙制度の導入
- ② サラリーマンの立候補や議員活動のための休暇制度、議員の任期終了後の復職制度等の導入
- ③ 女性議員の割合の増加
- ④ 公務員の立候補制限や地方議会議員との兼職禁止の緩和等

2.5 第 31 次地方制度調査会「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」（平成 28 年 3 月 16 日）

「 市町村合併等の影響もあり、議員数が減少している一方、投票率が低下し、無投票当選の割合が増えていること等にみられるように、議会に対する住民の関心が大きく低下しており、議員のなり手不足が深刻化している。 」

「 特に、小規模な市町村においては、議員数や議会事務局の職員数が少ないと等により議会機能を十分に発揮することが難しい状況もあることから、住民参加等により議会機能を補完する必要がある。 」

「 (4) 幅広い人材の確保

① 議会や議員への理解

議員のなり手不足の要因の一つとして、住民から議会や議員の活動が適切に認識されておらず、議会の存在意義が十分に理解されていないと考えられる。

そのためにも、情報発信の充実や意思決定過程への住民参加、議会や議員活動の透明性向上等、議会や議員の活動に対する住民の理解や信頼を高めていくための継続的な取組が求められている。

② 多様な人材の参画

現在、議会の議員の構成は、住民の構成と比較して女性や 60 歳未満の割合が極めて低い現状にある。このことが自らの属性とは異なると考える住民の立候補をしにくくさせており、なり手不足の原因の一つと考えられる。

その解消のためには、多様な人材が議員として議会に参画することをしやすくする取組が必要である。

例えば、多様な人材が議員として活動することを容易にするため、夜間・休日等の議会開催、通年会期制の活用等、より柔軟な議会開催等の工夫が必要である。

また、議員のなり手不足を解消するため、議員の人数を少なくし待遇面を見直すことも考えられるが、この場合、住民の多様な意見を反映させることが課題となる。

なお、多様な人材の参画は選挙制度との関連も指摘されるが、選挙制度のあり方については、議会政治の根幹に関わる重要な事項であり、様々な観点から議論が深められる必要がある。

③ 立候補に伴う各種制度の整備

例えば、立候補に伴う休暇を保障する制度や休職・復職制度等の導入については、勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備を進める観点か

ら有効な方策の一つと考えられることから、企業をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

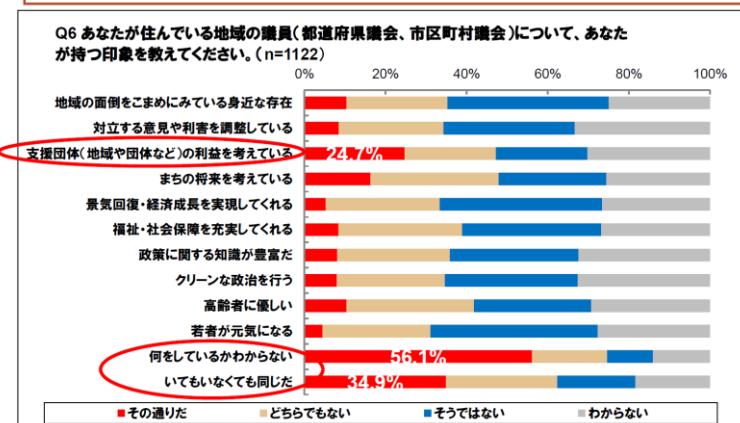
また、公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、多様な人材が議員として議会に参画する上で有効な方策の一つと考えられることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等の課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要がある。」

3 地方議会改革

3.1 地方議員に対する批判

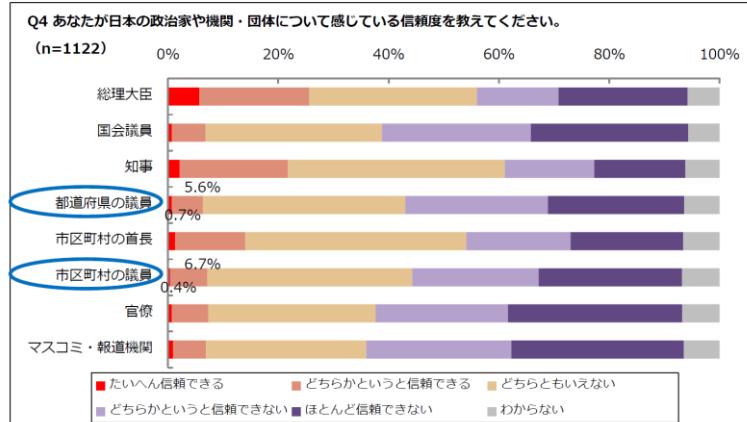
3.1.1 地方議員のイメージ

- ・「何をしているか不明」56%、「いなくても同じ」35%、「支援団体の利益」25%



3.1.2 地方議員の信頼度

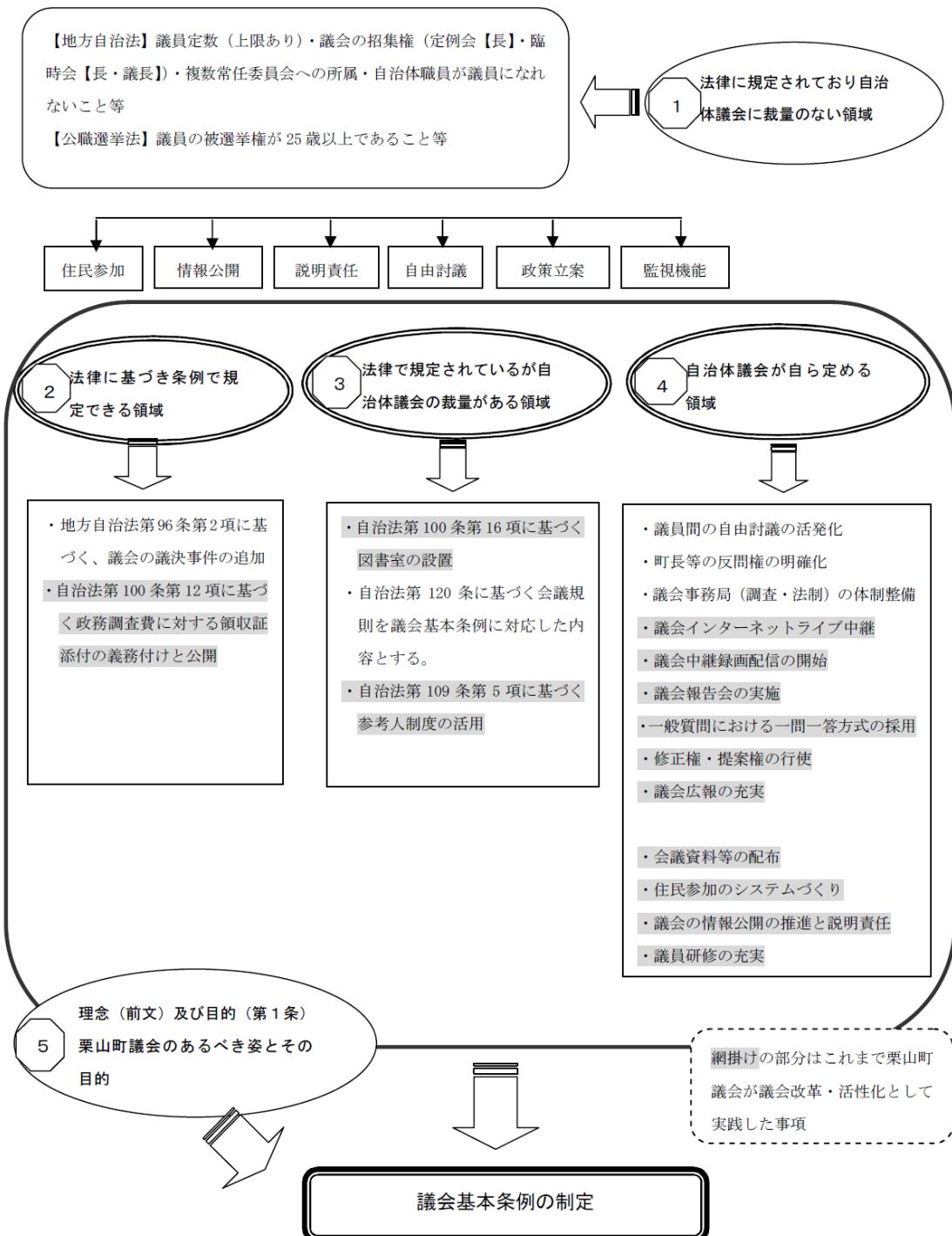
- ・都道府県でも市区町村でも、首長より議員の信頼度が低い。



【以上、出典：早稲田大学マニフェスト研究所 HP「議会改革調査部会」「ローカル・マニフェスト推進地方議員連盟による調査】

3.2 栗山町議会基本条例

3.2.1 栗山町議会基本条例のイメージ



【出典：栗山町議会 HP「議会の活動 > 議会基本条例」「【議会基本条例】（平成18年5月18日制定当初）」「議会基本条例のイメージ図」、平成29年9月18日】

3.2.2 栗山町議会基本条例の特徴

- ・ 町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置
- ・ 請願、陳情を町民からの政策提案として位置づけ
- ・ 重要な議案に対する議員の態度（賛否）を公表
- ・ 年1回の議会報告会の開催を義務化
- ・ 議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与
- ・ 政策形成過程に関する資料の提出を義務化
- ・ 5項目にわたる議決事項の追加
- ・ 議員相互間の自由討議の推進
- ・ 政務調査費に関する透明性の確保
- ・ 議員の政治倫理を明記
- ・ 最高規範性、4年に1度の見直しを明記

【出典：栗山町議会 HP「議会の活動 > 議会基本条例」「栗山町議会基本条例の特徴」平成29年9月18日】

3.2.3 栗山町の概要



本町は道都札幌市、空の玄関口新千歳空港、港湾苫小牧市に車で約1時間の距離に位置し、東は夕張山系に続く緩やかな丘陵群で夕張市と界し、北はクッタリ山系をもって岩見沢市と界しています。また、南西は夕張川を隔てて由仁町および長沼町に接しています。

人 口 12,351人 (男5,768人、女6,583人)

世帯数 5,960世帯

面 積 203.93 km² (平成28年10月1日)

町名の由来

アイヌ語の「ヤム・ニ・ウシ」
=栗の木の繁茂しているところ
に起源します。

町章の由来

前進的で力強い「く」の字が将来の発展を示し、簡潔に栗山を象徴しています。



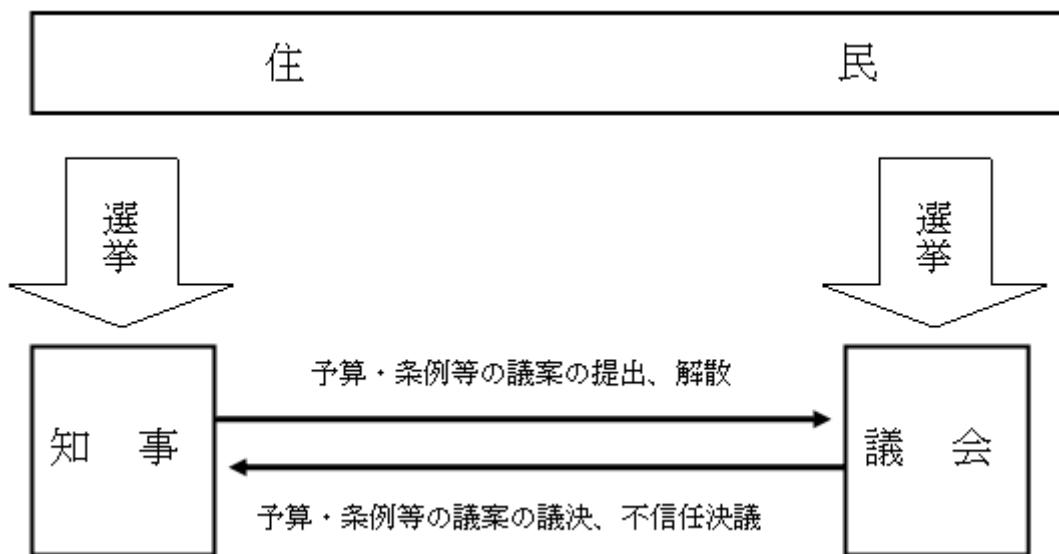
【出典：栗山町 HP 「TOP> 分野 > 統計」「ポケット統計くりやま (2017年版) 2017年3月30日」より抜粋、平成29年9月18日】

3.3 二元代表制

「 地方自治体では、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ、という制度をとっています。これを二元代表制と言います。これに対して国では、選挙された議員で組織された国会が指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う、という議院内閣制です。」

このような制度の違いから、国では内閣を支持する政党とそうでない政党との間に与野党関係が生まれます。地方議会においても、首長を支持する会派とそうでない会派の間に、疑似的な与野党関係が生まれることがあります。しかし、これは国の議院内閣制の枠組みを、首長選挙の際の支持不支持に当てはめているため起こることです。二元代表制においては、制度的には与野党関係は発生しません。

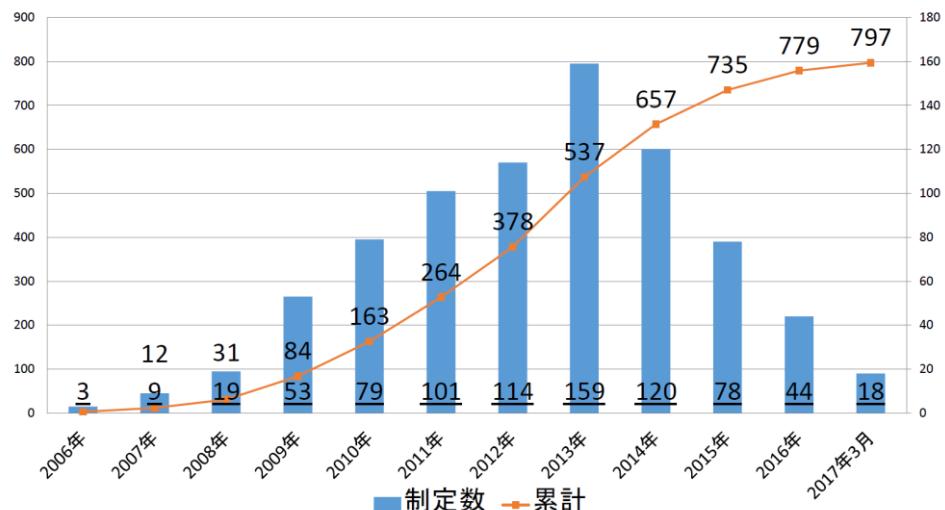
二元代表制の特徴は、首長、議会がともに住民を代表するところにあります。とともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることこそ、二元代表制の本来の在り方であるといえます。」



【出典：三重県議会 HP 「県議会のしくみ > 二元代表制」。平成 29 年 9 月 18 日採取、下線は片木】

3.4 議会改革の取組状況

3.4.1 議会基本条例（制定状況）

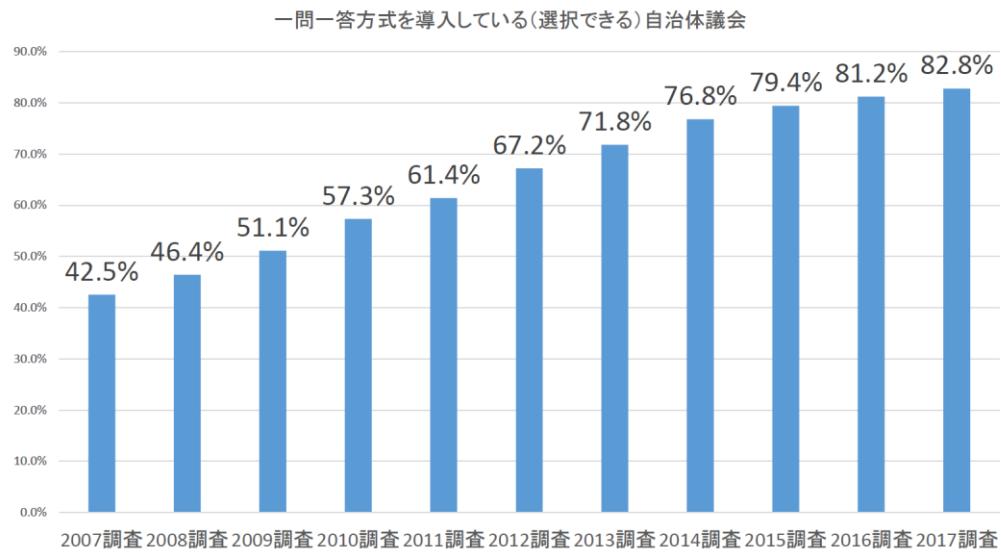


※回答数値は各年末時点。アンケート調査未回答自体への補足調査結果も反映している。⁶

【出典：自治体議会改革フォーラム HP「全国自治体議会の運営に関する実態調査 2017【実施中です！】」

「議会調査 2017【第一次集計】結果報告（交流会議 2017 発表資料）」「調査結果報告 長野基（首都大学東京）。回答状況 1485 自治体（83%）】

3.4.2 一問一答方式の導入



問：本会議の一般質問、代表質問のいずれかで、一問一答制を導入していますか？¹²

【出典：同上】

3.4.3 議会改革度・ランキングベスト 20 (2014 年度)

(早稲田大学マニフェスト研究所)

総合順位	都道府県	議会名	個別順位			個別得点			合計得点(積)	和(参考)
			情報共有	住民参加	機能強化	情報共有	住民参加	機能強化		
1	北海道	茅室町議会	7	1	1	555	682	1,315	497,741	2,552
2	滋賀県	大津市議会	6	15	2	560	485	1,222	331,895	2,267
3	三重県	四日市市議会	16	4	3	517	543	1,028	288,591	2,088
4	石川県	加賀市議会	7	6	10	555	528	842	246,740	1,925
5	福島県	会津若松市議会	28	3	9	485	559	866	234,786	1,910
6	大阪府	大阪府議会	1	28	16	706	448	740	234,053	1,894
7	大阪府	堺市議会	4	46	4	566	423	935	223,856	1,924
8	三重県	鳥羽市議会	11	53	5	540	407	908	199,560	1,855
9	新潟県	上越市議会	20	5	25	506	538	682	185,659	1,726
10	京都府	京都市会	3	121	8	591	346	867	177,289	1,804
11	神奈川県	茅ヶ崎市議会	18	8	27	510	509	675	175,223	1,694
12	兵庫県	兵庫県議会	4	28	29	566	448	672	170,398	1,686
13	北海道	栗山町議会	17	14	28	515	489	674	169,737	1,678
14	兵庫県	西脇市議会	21	31	17	505	447	736	166,141	1,688
15	栃木県	那須塩原市議会	35	13	23	472	490	688	159,121	1,650
16	東京都	町田市議会	2	15	97	611	485	534	158,243	1,630
17	群馬県	桐生市議会	54	17	18	439	481	734	154,991	1,654
18	茨城県	取手市議会	42	7	36	450	513	655	151,207	1,618
19	岐阜県	可児市議会	23	11	48	490	496	622	151,171	1,608
20	京都府	福知山市議会	25	21	34	489	461	660	148,783	1,610

【出典：早稲田大学・マニフェスト研究所 HP 「議会改革調査部会」「[2017.06.12] 議会改革度調査 2016 ランキング(全国 上位 300 位議会)」より上位 20 位を抜粋。1,347 議会が回答(回答率 75.3%)】

<同研究所の分析観点(抜粋)>

過年度同様、各設問の回答について議会改革度合を数値化するため配点を行いました。その得点による順位付けを行い、得られた傾向について示します。

各設問を、①「情報共有」②「住民参加」③「議会機能強化」のいずれかのカテゴリに分類し、そのカテゴリ毎に点数を算出しています。「和」は、①②③を合計した値であり、「積」は、①②③を積算した値となります。そのため、1項目のみが突出していたり落ち込んでいたりする場合は、均等に得点している場合と比べ、「積」の値が小さくなることとなります。マニフェスト研究所では、各カテゴリがそれぞれ推進されていることが必要であるとの考え方のもと、「積」を重視し、特に断りが無い場合はこの点数による順位付けを行っています。

ただし、分布をみる場合は、「積」だばらつきが大きくなりすぎることもあり、「和」で見ている箇所もあります。

各項目の、マニフェスト研究所における考え方を以下に示します。

- ① **情報共有**：本会議や委員会の議事録・動画・資料、また賛否結果と理由・政務活動費・視察結果などをどれだけ住民に対して公開しているか、また、公開した結果どうなったかについてなど検証を実施しているかをみています。
 - ・ 資料室等に保管されているだけでは住民の目に触れる機会も少ないため、その公開手段（紙媒体・インターネット等）も重視しています。特に議会に赴かなくとも、いつでも確認できるインターネ

ットでの公開は重要と考えます。基本的に「見ようと思えば見られる」状態では不足であり、いかに積極的に公開・周知しているかどうかが重要です。

- ・ 公開までの日数や事前公開など、タイムリーな公開を行っているかも観点としてみております。
(ただし、議案の事前公開については法制度上困難な場合も多いとのご指摘を頂いております)
- ・ 政務活動費は、総額だけでなく内訳をどこまで示すかも重要です。ただ、領収書まで全てインターネット上で公開すべきかどうか等はケースバイケースであり、「ここに来れば閲覧できる」という情報がインターネット上で公開されていれば良いとの考え方もあります。
- ・ 「何のために情報共有を進めるのか」という目的を確認しながら、議会活動に取り組むことが重要であり、活動の検証をおこなっているかをみております。

② **住民参加**：議会傍聴のしやすさや議会報告会等の実施、住民からの意見受付をみています。

- ・ 本会議は「原則公開」、委員会は「制限公開」が基本となっております。ただ秘密会とするものを除き広く公開し、傍聴を促すのが望ましいと考えます。審議資料についても傍聴時に閲覧できないと内容が殆どわからないため、資料提供（貸与）も必要です。
- ・ バリアフリーや休日・夜間議会も傍聴しやすさを高めるための手段として聞いています。ただインターネットやケーブルTV等による配信の普及により重要度は住民側のニーズと照らし合わせて判断するものかと考えます。
- ・ 議会報告会（住民説明会、意見交換会、出前講座など）は議会改革において大きな要素と考えています。直に住民と意見を交わすことにより、議会と住民との双方向コミュニケーションが大いに高まります。目的と効果を検証の上、積極的に実施すべきと考えます。

③ **議会機能強化**：議会本来の権限・能力を発揮するための機能強化状況をみています。

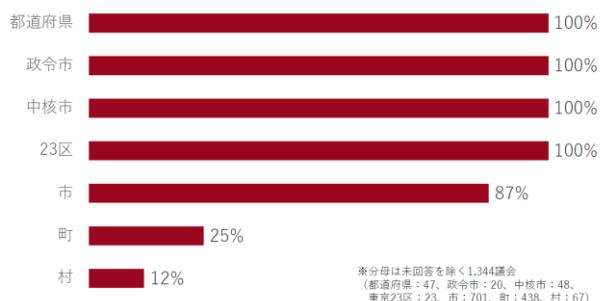
- ・ 代表的なものは議会基本条例の制定ですが、議決事項の追加や事務局要員の増強・政策型議員提案条例の制定なども機能強化の要素としてみています。
- ・ 討議方法を工夫し、議論を活性化させることは非常に重要と考えます。選択式の調査では確認しきれない部分もありますが、ただ制定するだけでなく実際に活用すること、適切に使用することが重要です。
- ・ 議会機能強化に限ったことではありませんがICTの活用は非常に迅速かつ大きな効果をもたらします。BPRの観点から、住民との双方向コミュニケーション実現の観点から等、なんらかのICT導入は議会改革をスタートさせるトリガーとなりえます。ただし多大なコストをかけるのではなく、目的と効果を明らかにしたうえで導入する事が必要です。

【出典：早稲田大学・マニフェスト研究所 HP「議会改革調査部会」「議会改革度調査 2016 調査概要」
より抜粋。下線は片木】

3.4.4 政務活動費

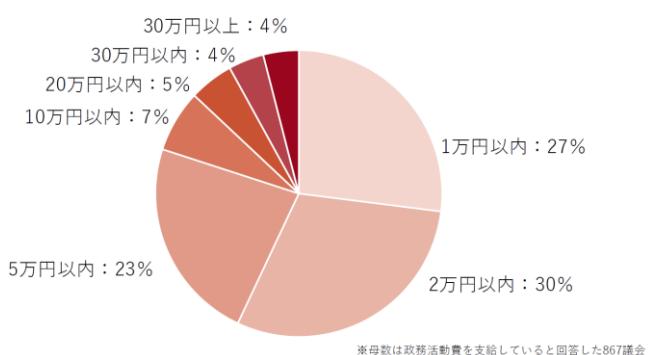
政務活動費 自治体区別支給率

都道府県、政令市、中核市、東京23区は100%。
市は9割近いが、町村は1~2割程度で支給率が低い。



政務活動費 支給金額（月額）の割合

政務活動費を支給している議会のうち、1万円以内が3割程度。
5万円以内が8割を占めている現状にある。



政務活動費の公開状況

政務活動費の公開状況について「請求がなくても公開している議会」は、収支報告書が66%で一番多く、続いて領収書が37%で、会計帳簿は28%で作成していない議会も多い。

収支報告書 | 66%

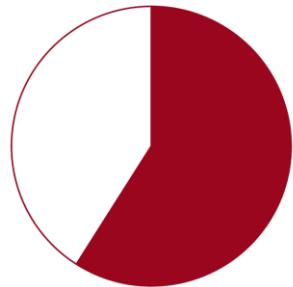
会計帳簿 | 28%

領収書 | 37%

※分母は政務活動費を支給している議会のうち、それぞれ未回答を除いた議会
※「会計帳簿」は、日付や項目ごとにお金の出入りと内容がわかる形で掲載されているものを指す

収支報告書 ネット公開状況

収支報告書をインターネットで公開している議会は6割程度。

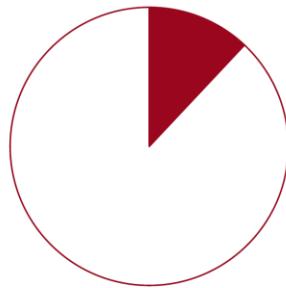


収支報告書を
ネット公開している
59%

※母数は政務活動費を支給していると回答した867議会

会計帳簿 ネット公開状況

会計帳簿をインターネットで公開している議会は1割程度。
作成していない議会も多く、ごく一部にとどまっている。

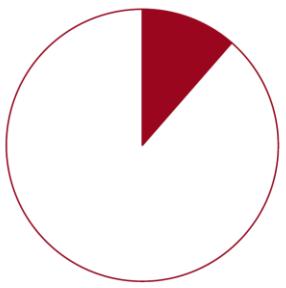


会計帳簿を
ネット公開している
12%

※母数は政務活動費を支給していると回答した867議会

領収書 ネット公開状況

領収書をインターネットで公開している議会は1割程度。
ごく一部にとどまっている。



領収書を
ネット公開している
11%

※母数は政務活動費を支給していると回答した867議会

【出典：早稲田大学・マニフェスト研究所 HP「議会改革度調査 2016 関連ドキュメント」
「[2017.07.25] テーマ別分析」「政務活動費 【その1】 支給とチェック」】

3.4.5 議会基本条例の検証と改正

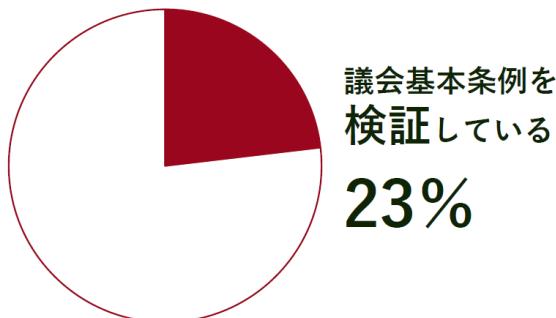
議会基本条例 検証の意義

早稲田大学マニフェスト研究所では、議会基本条例を検証することについて、次の理由から重視しています。

- 議会基本条例を定めるだけでは、地域の課題解決や未来創造につながらない。
議会基本条例に基づく議会としての行動（ACTION）が重要。
- 検証することで、行動（ACTION）を評価（CHECK）することができる。
成果とプロセスを確認することによって、議会活動の見直しにつながる。
- 社会環境や住民ニーズの変化により、議会基本条例で示している内容そのものの見直しもつながる。正解はないため、常に振り返りとバージョンアップが必要。
- 検証することで、より住民起点（住民の立ち位置に立った）の議会活動につながるだけでなく、議会としての一体感が醸成されやすくなる。
- 第三者や一般市民を巻き込んで検証を実施したり、結果をオープンにすることで、活動を多面的に捉えることができる。

議会基本条例の検証状況

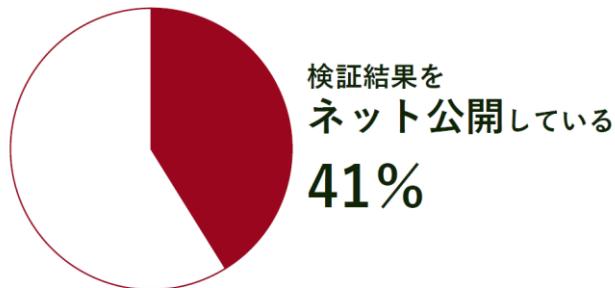
議会基本条例を制定している議会のうち、検証をしている議会は2割程度。



※分母は議会基本条例を制定している683議会
※自己評価、第三者評価、市民評価のいずれかをしている議会

議会基本条例 検証の公開状況

議会基本条例を検証している議会のうち、検証結果をインターネットで公開しているのは、4割程度。
検証していても、半数以上は結果をインターネットで見られない。



※分母は議会基本条例を検証している158議会

事例）栗山町議会 検証・改正の内容

栗山町議会では、毎年検証を行い
必要に応じて適宜改正を行っている。

■検証

「1年ごとに議会改革推進会議にて検討する」
ことを議会基本条例に明記

■改正

2016年 7月：選挙ごとの検証→1年ごとの検証に変更など
2014年12月：政治倫理条例の追加など
2011年 6月：基本構想にかかる文言の修正
2011年 5月：正副議長選挙のあり方追加など
2009年 4月：サポーター制度の追加
2009年 1月：住民投票の追加など
2008年 4月：議会モニター、調査機関の追加など

事例）改正の事例

そのほか、改正の事例（調査回答内容から抜粋）は次の通り。
各議会がそれぞれ検討し、必要な項目の改正を行っている。

茅室町議会	災害時対応（議会BCP）に関する改正
大津市議会	議会版実行計画の策定
会津若松市議会	請願者・陳情者への説明機会確保
鳥羽市議会	議会費の予算要望書提出
西脇市議会	議会図書室を充実させるための改正
三重県議会	文書質問制度の導入
所沢市議会	議会事業評価及び議会改革の評価
亀岡市議会	政策研究会の位置づけ
軽井沢町議会	長期欠席議員の議員報酬の減額
飯綱町議会	議会白書、議会の自己評価
飯能市議会	ICTの積極的活用
湯河原市議会	コミュニティの活動の支援と広域政策の取組の強化

【出典：早稲田大学・マニフェスト研究所 HP「議会改革度調査 2016 関連ドキュメント」
「[2017.07.25] テーマ別分析」「議会基本条例の検証と改正】】

(次回討論資料)
アリストテレス『アテナイ人の国制』第43章(抜粋)

第四十三章

- (一) 市民の登録と壮丁とに関することは以上のようにある。通常の政務に関する役人はことごとく抽籤により任せられる。ただし軍事財務官と祭祀財務官と水源監督官とを除く。これらは举手により選ばれ、举手により選ばれた人々はパンアテナイア祭から次のパンアテナイア祭まで在職する*。また軍事に関する官職もことごとく举手により選ぶ。
- (二) 評議会には各部族から五十人ずつ五百人が抽籤される。各部族は抽籤の順に従って次々にプリュタネイスとなり、その期間は初めの四部族は各々三十六日間、後の六部族は各々三十五日間である。何となればアテナイ人は一年を陰暦によって定めているから。
- (三) 評議員中プリュタネイス**たる者はまず国家から金を支給せられて円形堂において会食し、次いで評議会ならびに民会を招集する。評議会は休日を除き毎日、民会は各プリュタネイアに四度。そして評議会の扱うべき問題や毎日の議題や、議場はどことすべきかを彼らプリュタネイスは公告する。
- (四) 彼らはまた民会をも公告する。その中の一つは主要民会で、この際諸官職がよく行なわれていると思われるか否かについて举手採決し、また穀物の供給や国土の防備について議事する定めで、また弾劾を欲する者はこの日に行ない、かつ没収財産の目録を読み、また識らぬ間に財産の主がなくなっているようなことのないように相続財産と女子相続人とに関する〔アルコンへの〕願書を読まねばならない。
- (五) 第六プリュタネイア***には上述の他に陶片投票を行なうべきか否かにつき举手採決をし、またアテナイ市民または在留外人の職業的訴訟人に対する民会告訴各々三件以内を採決し、かつ民衆に何か約束しながら履行せぬ者があれば、これにつき採決する。
- (六) [各プリュタネイアの] 第二の民会は請願のために開かれ、この際希望者はオリーブの枝を〔祭壇の上に〕置いてその欲する公私のことについて民衆と談論することができる。他の二回の民会は爾余の問題を扱い、この会議では神事三件、伝令および使節に関して三件、俗事に関して三件を扱うよう法律で定められている。時には予備的採決なしに討議することもある。伝令も使節も第一にプリュタネイスの所を訪ね、信書をもたらす人たちも彼らにこれを手交する。

* 大パンアテナイア祭から次の大パンアテナイア祭まで。したがって、任期は4年。

** プリュタネイス 当番評議員

*** プリュタネイア 当番の期間、35又は36日

【出典：村川堅太郎訳 『アリストテレス アテナイ人の国制』(2006年、岩波文庫)、P.76～】